

**「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制
高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議
(審議まとめ素案)**

令和4年●月●日

**「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制
高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議**

目次

はじめに	1
第1章 通信制高等学校を取り巻く現状・課題	3
第2章 基本的な考え方	6
第3章 取るべき対応策	7
1. 指導方法の在り方	7
(1) 高等学校教育として相応しい質を確保する学習の設計	7
(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話 的で深い学びを実現するための指導方法の見直し	7
2. 指導体制の在り方	9
(1) 教諭等の指導体制の確保と規模の規制の見直し	9
(2) 専門・支援スタッフの配置促進	10
3. 質保証の方策（通信教育連携協力施設の在り方を含む）	11
(1) 関係法令等の徹底	11
(2) 広域通信制高等学校における通信教育連携協力施設の情報の整理・可 視化	12
(3) 第三者評価の活用促進	12
4. 所轄庁の在り方	12
(1) 所轄庁による指導力の向上	13
(2) 都道府県間の連携協力体制の構築	14
おわりに	15
（参考資料）取るべき対応策の主体別整理	16

はじめに

高等学校通信制課程は、戦後、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして、自宅等において自学自習に取り組むことを原則とした特例的な教育方法を採用する形で制度化され、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で大きな役割を果たしてきた。

近年では、そうした学習時間や学習方法など自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという通信教育の特長から、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して教育機会を提供する機関となっており、時代の変化の中で通信制の高等学校の学校数・生徒数は急増している状況にある。

一方で、平成 27 年のウィッツ青山学園高等学校における高等学校等就学支援金の不正受給や、同校での違法・不適切な学校運営や教育活動が大きな問題となった。現在においても、一部の通信制の高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が行われている事例が見受けられる。

このため、国においては、平成 28 年より、「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」の策定、主体的な学校運営改善のための取組や所轄庁における通信制高等学校に対する指導監督の際に参酌すべき指針としての「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定・改訂、関係法令の改正、所轄庁と共同での広域通信制高等学校に対する点検調査など質の向上に取り組んでいる。

特に、令和 2 年 11 月の「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～」、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（以下「令和答申」という。）及び令和 3 年 2 月の「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議審議まとめ」を踏まえた、令和 3 年 3 月の関係法令等の改正においては、教育課程の編成・実施の適正化、サテライト施設（通信教育連携協力施設）の教育水準の確保及び主体的な学校運営改善の徹底に向けた諸方策が講じられた。これらは、令和 4 年 4 月より施行されている。

このように、近年、通信制高等学校における違法・不適切な学校運営や教育活動に対する質保証を図るための諸改革が行われているところであるが、一方で、令和答申に示された「令和の日本型学校教育」を通信制高等学校において実現するためには、引き続き、生徒の学びを保障する観点から解決すべき課題が多い。

このため、通信制高等学校におけるこれからの教育の在り方について検討を行うべく、本協力者会議を令和 3 年 9 月より開催し、研究者・所轄庁・通信制高等学校・関係団体等からのヒアリングを行いながら、計●回にわたって、高等学

校通信制課程の教育方法や学習支援体制の在り方、設置認可基準や所轄庁の在り方等について審議を行ってきた。

本審議まとめでは、通信制高等学校を取り巻く現状・課題を踏まえながら、通信制高等学校において「令和の日本型学校教育」を実現するための指導方法、指導体制、質保証の方策、所轄庁の在り方などについて様々な方策を提言している。

こうした取組を通じて、通信制高等学校において、初等中等教育最後の教育機関として、生徒が身に付けるべき知識及び技能や思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等を確実に育成し、生徒一人一人の能力を最大限引き出していくことが重要である。

国・所轄庁・各学校など高等学校通信制課程に関わる全ての関係者が、この提言に基づき、それぞれの立場から連携・協働を図り、これからの時代の高等学校通信教育の在り方を主体的に考え、一人一人の生徒を主語とした高等学校教育の実現に向けて、実施・改善を重ねていくことを期待したい。

第1章 通信制高等学校を取り巻く現状・課題

(通信制高等学校が担う役割の変化)

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の制定により新制高等学校が発足した際、勤労青年に対して広く高等学校教育の機会を提供するために、高等学校において通信による教育を行うことができる旨が同法に規定され、その後、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和 28 年法律第 238 号）の制定、昭和 36 年の学校教育法の一部改正による通信制課程及び広域の通信制課程の制度化に伴い、現在の通信制高等学校制度が確立した。
- 通信制高等学校は、制度創設当初は勤労青年を主たる対象としたものであったが、近年は通信制高等学校の在籍者は不登校経験など様々な事情を有する者¹をはじめとして多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が入学しており、自立して自学自習を行う生徒を対象としてきた制度の前提が変わってきている。
- 高等学校通信制課程の在籍生徒数を見ると、高等学校の生徒数に占める割合は、昭和から平成の初頭にかけては 3%前後で推移していたが、平成 10 年代以降、通信制課程の在籍生徒数の割合が増加し、現在では 7%近くを占める²に至っている。
- このように、多様な生徒の学びの場として通信制高等学校の担う役割が変化し、その規模が拡大している背景として、特に近年では、義務教育段階の不登校児童生徒数が 8 年連続して増加し、令和 2 年度に過去最多³となっていることが挙げられる。また、昭和 63 年の学校教育法の一部

¹ 文部科学省平成 29 年度委託調査研究報告書「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」によれば、狭域通信制では、小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒が 48.9%、ひとり親家庭の生徒が 26.9%、特別な支援を必要とする生徒が 11.8%、心療内科等に通院歴のある生徒が 11.0%、外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒が 2.8%、非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒が 2.1%という在籍状況になっており、広域通信制では、小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒が 66.7%、ひとり親家庭の生徒が 18.7%、心療内科等に通院歴のある生徒が 4.8%、非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒が 4.1%、特別な支援を必要とする生徒が 3.0%、外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒が 2.4%という在籍状況になっている。

² 文部科学省「学校基本調査」より算出すると、昭和 45 年度 3.4%、平成 7 年度 3.2%、平成 12 年度 4.2%、平成 22 年度 5.3%、令和 3 年度 6.8%となっている。

³ 文部科学省「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、令和 2 年度の不登校児童生徒数は 19 万 6,127 人と、8 年連続で増加し、過去最多となっている。

改正により、通信制課程の修業年限が3年以上に弾力化されたことに加えて、平成15年の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の一部改正により、株式会社立学校の設置が容認されたこと、平成16年に高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）が大綱化されたことの影響も大きいと考えられる。これらにより、広域通信制高等学校の設置数は、平成10年以降に急増している⁴。

- 実際、公私別に生徒数を見ると、平成12年度から令和3年度にかけて、公立の通信制高等学校に在籍する生徒数は半減している一方で、私立（学校法人立・株式会社立）の通信制高等学校に在籍する生徒数は2倍以上に増加している状況となっている⁵。
- また、私立の通信制高等学校の在籍生徒数を所轄都道府県別に見ると、一部の都道府県において在籍生徒数が急激に増加しており⁶、サテライト施設に通学する生徒数を所在都道府県別に見ると、特に首都圏をはじめとする大都市圏において多くなっている⁷。これらの状況から、大規模な私立の広域通信制高等学校がサテライト施設を用いて全国的に教育活動を展開している状況が見て取れる。

（通信制高等学校の監督に係る状況）

- 多様な生徒の学びの場として通信制高等学校の担う役割が変化⁸し、その規模が拡大している一方で、平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が明らかとなった。

⁴ 文部科学省「学校基本調査」によれば、昭和45年度82校、平成7年度93校、平成12年度113校、平成22年度209校、令和3年度260校となっている。

⁵ 文部科学省「学校基本調査」によれば、公立の通信制高等学校の生徒数は、平成12年度は10万7,854人、令和3年度は5万3,880人となっているが、私立の通信制高等学校の生徒数は、平成12年度は7万4,023人、令和3年度は16万4,548人となっている。

⁶ 文部科学省「学校基本調査」によれば、特に北海道、茨城県、鹿児島県、沖縄県が所轄する私立の通信制高等学校の生徒数が平成12年度から令和3年度にかけて大幅に増加している傾向が見られる。

⁷ 文部科学省「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設一覧」（令和元年5月1日現在）によれば、広域通信制高等学校が展開する面接指導を実施する施設に通学する生徒数は、東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、福岡県などの大都市圏に集中し、これらの5都府県の生徒数で全国の5割以上を占めている。

⁸ 在籍生徒の実態が変化する中で、例えば、添削指導にインターネットを活用する学校のほか、VRといった先端技術を活用する学校、通学型コースを設定して困難や課題を抱える生徒に対して日常的な学習サポートを行うこととする学校、定時制課程と通信制課程を併設して生徒の学習ペースに合わせた学びを提供することとする学校も登場してきている。

- これを受けて、国においては、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での点検調査を実施するとともに、関係法令・ガイドラインの改正等により通信制高等学校の質の確保・向上を図っているが、依然として、一部の学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が行われている事例が見受けられる。
- こうした通信制高等学校を監督する立場にある所轄庁の状況（令和3年時点）を見ると、通信制課程の設置認可・指導監督の事務執行に携わる職員数は都道府県・認定地方公共団体ともに、平成28年時点から減少するとともに、過半数の所轄庁で教職経験・教育行政経験のある職員が配置されていない⁹。
- 加えて、広域通信制高等学校のサテライト施設については、所轄庁の圏域を超えて教育活動を展開しているため、所轄庁が監督することが物理的に困難であるといった課題が生じているほか、他の所轄庁が認可するサテライト施設の所在や教育内容について、多くの都道府県において把握できていない¹⁰状況となっている。

⁹ 文部科学省「高等学校通信制課程に係る所轄庁を対象とした実態調査」によれば、令和3年4月1日時点で、通信制課程の設置認可・指導監督の事務執行に携わる職員数は都道府県で2.3人、認定地方公共団体で2.0人と、平成28年時点（都道府県で4.1人、認定地方公共団体で2.5人）から減少しているほか、教職・教育行政経験のある職員の配置については都道府県では55%、認定地方公共団体では67%が配置なしとの回答になっている。

¹⁰ 文部科学省「高等学校通信制課程に係る所轄庁を対象とした実態調査」によれば、各都道府県内に展開している他の所轄庁が認可した広域通信制高等学校のサテライト施設の所在や教育内容について、47都道府県中35の都道府県が把握していないとの回答になっている。

第2章 基本的な考え方

(指導方法・指導体制について)

- 令和答申では、目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が示されたが、通信制高等学校においても、このような学びの姿の実現をしながら、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）を着実に実施していくことが必要である。

- また、令和答申で示されたように、学校には、学習機会や学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割も求められている。特に、様々な事情を抱えた生徒が在籍している通信制高等学校においては、全日制・定時制課程以上に、生徒一人一人の実態に応じて、伴走して支援を行う体制を構築していくことが必要である。

(質保証の方策・所轄庁の在り方について)

- 令和3年3月の関係法令等の改正により、各通信制高等学校においては、通信教育実施計画を策定・明示すること、同時に面接指導を受ける生徒数は少人数を基本とし、40人を超えないものとする、サテライト施設を通信教育連携協力施設として学則に位置付けること、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境などの教育活動等の情報を公表すること等が制度化され、令和4年4月より施行されている。引き続き、これらの関係法令の遵守を徹底していくとともに、広域通信制高等学校における通信教育連携協力施設の情報の整理・可視化や第三者評価の活用促進など、開かれた学校づくりを推進していくことが必要である。

- 加えて、近年、広域通信制高等学校の設置が増加している一方で、一部の学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が見受けられるが、こうした通信制高等学校に対する所轄庁の監督についても課題が生じている状況にある。高等学校の卒業は、大学入学資格のほか、就職や各種国家試験の受験の要件となるなど社会的通用性を有するものであることを踏まえ、通信制高等学校において更なる教育の質の確保・向上を図り、「令和の日本型学校教育」を実現していくことが重要である。このため、国が中心となって、所轄庁の指導力の向上を図ることや、都道府県間の連携協力体制を構築していくことが必要である。

第3章 取るべき対応策

1. 指導方法の在り方

通信制高等学校の教育の質の確保・向上に向けて、高等学校教育として相応しい学習の設計を促すとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現していくために、以下のような取組が重要である。

(1) 高等学校教育として相応しい質を確保する学習の設計

- 高等学校においては、初等中等教育最後の教育機関として、生徒が身に付けるべき知識及び技能や思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等を確実に育成し、生徒一人一人の能力を最大限引き出していくことが重要である。

- こうした教育を実施するために、高等学校学習指導要領においては、例えば、「35 単位時間の授業を1 単位として計算することを標準とする」旨が規定されている。通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められることは言うまでもないが、通信制の課程における教育課程の特例として、現状では、各教科・科目の1 単位当たりの添削指導回数と面接指導単位時間数が規定されているのみとなっている。

- この点、通信制課程においても、高等学校教育として相応しい質を確実に確保するために、1 単位当たり、例えば、面接指導と添削課題に要する学習時間（メディアを利用した学習を含め、これらに類するものを含む。）の総計を35 単位時間を標準として設計するなどして、高等学校学習指導要領に定める各教科・科目の目標を達成するよう教育を行わなければならない旨を明記していくべきである。

(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現するための指導方法の見直し

(添削指導・面接指導・試験の在り方)

- 全日制・定時制と比較して圧倒的に少ない登校回数下で教育の質を確保・向上するためには、高等学校通信教育の基幹的な部分である添削指導・面接指導・試験において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現していくことが必要である。これを促す観点から、現行のガイドラインの規定ぶりについて、改めて見直していくべきである。

- 例えば、添削指導に関しては、「択一式の問題のみで構成される添削課題

は不適切」との記載があるが、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような添削課題も高等学校教育として相応しい学習の質・量の観点から不適切であり、思考力・判断力・表現力を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れるべきことを明記していくべきである。

- 同様に、試験に関しても、「添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段として重要な役割を担うもの」とされているが、一方で、「その内容及び時期を適切に定める」との記載にとどまっていることから、文章で解答する記述式を一定量取り入れるべきことを明記していくべきである。
- また、面接指導に関しては、「それまでの添削指導等を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、年間指導計画に基づき・・・計画的、体系的に指導するもの」とされていることから、まず、当然にこの趣旨に沿った時期・方法で行う必要がある。その上で、仮に年度途中で集中スクーリングを行う場合であっても、その後の生徒の添削課題等を通じた学習上の課題を踏まえて適切に指導を行うことが可能な環境・体制を整える必要があることを明記していくべきである。
- 加えて、添削指導・面接指導における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現するためのモデル事業を国が行っていくべきである。

(多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免)

- 現行制度においては、放送やインターネットなどの多様なメディアを利用して行う学習を継続的・計画的に取り入れた場合で、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その各教科・科目の面接指導等時間数を6割まで(特に必要があり、複数のメディアを利用する場合には8割まで)減じることができることとされている。
- 一方、面接指導は高等学校通信教育の基幹的な部分であり、個人差に応じて直接教員より指導を受け、集団の中で協働的な学びを実現する場を提供するとの意義・役割を有するものであるとともに、近年、同時双方向型のメディアの普及が急速に進んでおり、通信制高等学校においてもその活用が進んでいる状況にある。
- こうしたことを踏まえると、メディアを利用して行う学習を取り入れる

場合には、当該メディア利用の態様について、例えば少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられることをガイドライン等に明記していくべきである。この際、例えば、諸事情により登校できない生徒を対象に、面接指導の一部を少人数かつ同時双方向型のメディアを利用して継続的・計画的に行い、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときには、メディアを利用した学習として、面接指導等時間数を減免するということも考えられる。ただし、この場合であっても、メディアを利用した学習は面接指導に完全に代替されるものではなく、各教科・科目の面接指導等時間数について、6割（特に必要があり、複数のメディアを利用する場合には8割）を超える減免は許容されるものではないため、この点も併せて適切に周知していくべきである。

2. 指導体制の在り方

通信制高等学校に在籍する生徒が、制度創設当初の働きながら学ぶ生徒のみならず、特別の事情を有する生徒が数多く在籍している現在の実態を踏まえつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現していくために、指導体制について、以下のような取組が重要である。

(1) 教諭等の指導体制の確保と規模の規制の見直し

- 現行制度においては、教員数の定めについて「実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする」とされている（高等学校通信教育規程第5条）。これは、かつては、生徒数に応じて教員数が規定されていた¹¹が、設置者・設置認可権者の判断で学校の実態に合った柔軟な教員配置を可能とするために、平成16年に規定の大綱化がなされたものである。
- 一方で、
 - ・ 通信制高等学校においては現在、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍し、自立した学習者として自学自習を行う勤労青年を対象の中心

¹¹ 平成16年の大綱化前においては、実施校において通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭並びに通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）の数の基準を「通信制の課程の生徒の数が三百人から千二百人までの場合は、五人に、生徒数が三百人をこえて百人までを増すごとに一人を加えた数」「生徒数が千二百一人から五千人までの場合は、十四人に、生徒数が千二百人をこえて百五十人までを増すごとに一人を加えた数」「生徒数が五千一人以上の場合は、四十人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数」としていた。

としていた時代とは異なる状況となっており、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うなど、組織的な学習支援体制の整備が従来以上に求められていること

- ・平成16年の教員定数に関する規定の大綱化後に設置された私立通信制高等学校では、旧規定を満たさない学校が58%であるとの研究結果¹²も示されるなど、教員配置が不十分であると考えられる学校もあること
- ・大規模な収容定員を有する通信制高等学校が増加し、また、いまだに違法・不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も見られることから、設置者の判断に委ねるだけでは、十分な教員配置が実現できない可能性が高いこと
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現していく必要があること

を踏まえれば、通信制高等学校の教育の質の向上を図るためには、指導体制を確実に確保していく必要がある。

○ このため、通信制高等学校においても、専門・支援スタッフと連携しつつ、クラス担任制のように、生徒一人一人の状況をしっかりと見て適切な対応を取ることができるように指導体制を整える必要があり、多様なメディアを利用した学習や、これに伴う面接指導等時間数の減免等が行われている場合であっても、例えば、生徒数●人当たり少なくとも教諭等が1名以上必要というように、明確な基準を設定していくべきである。

○ また、収容定員については、生徒一人一人の状況をしっかりと見て適切な対応を取ることができる指導体制・教育環境等が整っているかどうかことが重要であることから、設置認可の際に適切にこれを確認していくべきである。また、より特色ある教育の提供を可能とする観点からも、前述の必要な教諭等の数の設定と合わせて通信制課程の規模の下限を240人としている現行規定は撤廃していくべきである。

(2) 専門・支援スタッフの配置促進

○ 通信制高等学校においては、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍しており、学習機能だけではなく社会的機能や福祉的機能も果たしていくことが特に重要である。このためには、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うなど、組織的な学習支援体制の整備が従来以上に必要であり、設置者においては、それぞれの学校の状況を踏まえつつ、専門・

¹² 内田康弘・神崎真実・土岐玲奈・濱沖敢太郎「なぜ通信制高校は増えたのか—後期中等教育変容の一断面」(『教育社会学研究』第105集、2019年、5-26頁)より。

支援スタッフについて、例えばオンラインによる遠隔でのカウンセリングなども1つの有効な手段として考慮に入れつつ、適切に配置していくべきである。

- この点、現行ガイドラインにおいては「養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること」「特別支援教育支援コーディネーターの指名・・・等により、支援の充実に努めること」と規定されていることから、こうした専門・支援スタッフの配置についての項目も、後述する自己点検チェックシート（仮称）に盛り込むべきである。

3. 質保証の方策（通信教育連携協力施設の在り方を含む）

通信制高等学校においては、全日制・定時制と異なり日常的に登校するものではなく、とりわけ広域通信制高等学校においては所轄庁の圏域を超えて通信教育連携協力施設において教育活動を展開していることから、全日制・定時制の学校以上にPDCAサイクルを確立し、教育活動の主体的な改善を通じた質保証を図っていくために、以下のような取組が重要である。

（1）関係法令等の徹底

- 令和3年3月の制度改正により、例えば面接指導等実施施設の教職員数や校舎の面積などサテライト施設の基準が定められたほか、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報公表が令和4年4月より義務付けられているが、いまだ適切になされていない学校も見受けられる。
- また、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、自己評価の実施及び結果公表が義務付けられているが、当該法令を踏まえた取組が必ずしも十分でない学校もいまだに見受けられる。また、努力義務とされている学校関係者評価の実施・公表も一層推進されるべきである。
- これらのことから、関係法令・ガイドラインで定める内容を実施できているか確認するための自己点検チェックシート（仮称）を、例えば自己評価の実施・結果公表や点検調査の際に活用できるものとして国が整備していくべきである。これを所轄庁を通じて各学校に活用を促すことで、改めて法令等で定める事項（サテライト施設の基準、教育活動等のウェブサイト等での情報公表等）の遵守を徹底するとともに、所轄庁による指導・監督や点検調査の円滑化を図っていくべきである。

(2) 広域通信制高等学校における通信教育連携協力施設の情報の整理・可視化

- 現状、広域通信制高等学校において多くのサテライト施設が所轄庁の圏域外に設置されているが、各都道府県に設置されている他都道府県所轄の最新のサテライト施設の情報（施設名のほか、収容定員や生徒数、教職員数、立地など校舎に係る情報、各学校評価の実施状況等を含む。）を把握する術がない状況となっている。
- 各都道府県や、各地域に居住する生徒・保護者にとって、域内のサテライト施設の情報を把握することは、適切な定員管理や学校選択を行う上でも重要であることから、前述の各学校における情報公表を徹底しつつ、国においても、これを一覧で確認できるウェブサイトを構築し、それをもって必要な情報を周知・共有していくべきである。

(3) 第三者評価の活用促進

- 学校運営や教育活動の更なる適正化を図る観点、また、外部から教育活動が見えにくい通信制高等学校においてより一層信頼を得ていく観点から、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、外部の専門家を中心とした評価者が専門的視点から評価を行う第三者評価の活用を促進していくことが望ましい¹³。
- この点、現行ガイドラインにおいては「学校の実情に応じ、第三者評価を活用することが考えられる」との記載にとどまっているため、積極的な活用を促す規定ぶりに変更するとともに、自己点検チェックシート（仮称）に盛り込んでいくこと、前述の広域通信制高等学校のサテライト施設の情報を一覧できるウェブサイトにおいて第三者評価の実施状況を含めて公表・周知していくべきである。

4. 所轄庁の在り方

近年、通信制高等学校の不適切な学校運営や教育活動が見受けられ、また、広域通信制高等学校の設置が増加する中で、所轄庁における通信制高等学校の設置認可や日常的な指導監督（サテライト施設に対するものを含む。）の在り方として、地方分権の観点を踏まえつつ、教育の質の確保・向上を図っていくために国が中心となって以下のような取組を進めていくことが重要である。

¹³ 第三者評価に関しては、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行うなど、地域や学校の実情等に応じて、評価の実施体制は柔軟に対応することも考えられる。「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」（平成 28 年 3 月 22 日文部科学省作成）を参照しつつ対応していくことが望まれる。

(1) 所轄庁による指導力の向上

- 通信制高等学校に対する指導監督は、当該高等学校の設置認可を行った所轄庁が責任を負うものであるが、所轄庁に配属されている職員の多くは教職経験又は高等学校行政の経験がない者となっており、専門的見地からの監督が実質的に難しい状況にある所轄庁も数多くある。このため、全国に広がる広域通信制高等学校に対して、所轄庁において専門的見地から適切に指導監督を行うことができる仕組みを構築していくことが必要である。
- 具体的には、自己点検チェックシート（仮称）の整備・活用により点検調査をより容易かつ実効的に実施可能としていくほか、国においては、通信制高等学校に関する専門家（通信制高等学校の管理職経験者や教育行政経験者）等をアドバイザーとして所轄庁に派遣するなど、各所轄庁における点検体制の充実に向けた方策を講じていくべきである。
- また、所轄庁が設けている設置認可基準について、所轄庁の参考となるような策定内容の標準例を国において提示することで、所轄庁による認可処分の適正化や、明確な認可基準を持たない県に対して策定への働きかけを行っていくべきである。
- その際、通信制高等学校においては、定員と実員に大きな乖離が生じており、生徒の教育環境を確保するためには、全国的な少子化の状況を鑑みながら、見込まれる入学生徒数の動向と、その時点において学校が用意している指導体制、施設設備を踏まえた適切な定員設定となっていることを確認した上での設置認可や、設置認可後のサテライト施設に対する適切な監督があつてしかるべきである。このため、国において上記標準例を提示する際には、これを促す内容を含めるとともに、関係法令の見直しも図っていくべきである。
- また、所轄庁において、通信制高等学校の教育の質の確保・向上に向けた方策に重点的に取り組む環境を整えていくことも重要である。このため、所轄庁の広域通信制高等学校に関する事務について、現在、学則変更に当たり全ての事項が認可事項とされているが、例えば、賞罰や寄宿舎に関する事など、ガイドラインに記載がなく通信制高等学校の教育の質確保・向上とは直接的に関わらない事項については届出事項とするなどの見直しを行っていくべきである。

(2) 都道府県間の連携協力体制の構築

- 広域通信制高等学校は、本校の所在する都道府県以外にサテライト施設を設置しており、当該サテライト施設の指導監督は、所轄庁である本校の所在する都道府県が行う必要があるが、広域通信制高等学校の本校とサテライト施設との間に物理的に大きく距離がある場合には、所轄庁が適切に指導監督を行うことが実質的には困難である。

- このため、当該高等学校の所轄庁とサテライト施設が所在する都道府県間において協議の上、合同でサテライト施設に調査を実施することや、調査をサテライト施設が所在する都道府県に委託することなど、所轄庁間の連携協力体制を構築・深化させる方策を国において検討し、当該方策をガイドラインでも規定していくべきである。

- また、広域通信制高等学校が、本校が所在する都道府県以外にサテライト施設を設置する場合、現状は当該サテライト施設が設置される都道府県はその設置に関して情報を把握する仕組みがないが、各都道府県において、域内のサテライト施設の設置状況を把握することは、適切な定員管理を行う上でも必要である。このため、前述の広域通信制高等学校のサテライト施設の一覧できるウェブサイトの活用など、国においてこれを担保する仕組みを構築していくべきである。

おわりに

通信制高等学校は、様々な困難や課題を抱える生徒の学びのセーフティネットとしての役割のほか、通信の方法を用いて個々の生徒の特性を踏まえた個別最適な学びを提供する教育機関として、大きな役割を果たし得るものである。

それゆえに、一部の学校における違法・不適切な事案が、高等学校通信制課程全般に対する社会の信頼を揺るがすようなことがあってはならず、このために、本審議まとめにおいては、通信制高等学校において「令和の日本型学校教育」を実現するための指導方法、指導体制、質保証の方策、所轄庁の在り方などについて様々な方策を提言している。

国・所轄庁・各学校など高等学校通信制課程に関わる全ての関係者が、本提言に基づき、それぞれの立場において取組を着実に進めることが必要である。

また、その上で、検討の過程においては、大きく以下の点が今後更なる検討を必要とする論点として挙げられた。

- ① 不登校経験者など多様な生徒に対する組織的な学習支援体制の整備や、質保証・向上に向けた取組について、更に後押しするための各学校等への支援の在り方について
- ② 広域通信制高等学校のサテライト施設における教育の質を一層確実に確保するための、設置認可、指導監督等に関する権限の在り方について
- ③ 高等学校及び在籍生徒の多様化や、一人一台端末・同時双方向型メディアの普及等の状況を踏まえた、高等学校全体の共通性の確保と多様性への対応、特に、全日制・定時制・通信制の区分や、これらの組み合わせの在り方について

ICT 技術が急速に発展し、教育分野においても DX が進むこれからの時代においては、学びの「空間」と「時間」の多様化による、高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心に応じた、個別最適な学びと協働的な学びの実現など、オンラインによる通信の方法を活用した教育が持つ可能性は大きいとも考えられる。通信制高等学校における教育の質の確保を大前提としつつ、Society5.0 の実現に向けた、通信制課程「発」の新たな教育の可能性という観点も視野に入れつつ、上記の論点を含め、今後更なる検討を行っていくことが求められる。

高等学校の生徒が、その能力・適性等に応じた学びを通じて、多様な他者と協働しながら、急激な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となっていくために必要な資質・能力を身につけることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現をはじめ、「生徒を主語にした」高等学校教育全体を俯瞰した改革が更に進められていくことを期待したい。

取るべき対応策の主体別整理

記 載 区 分		取 る べ き 対 応 策		
		学校・設置者	所轄庁	国
指導方法の在り方	高等学校教育として相応しい質を確保する学習の設計	○例えば、学習時間の総計を1単位当たり35単位時間を標準となるように設計するなどして、学習指導要領に定める目標を達成するよう教育を実施	○左記について必要に応じて指導	○左記趣旨をガイドライン等に明記
	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現するための指導方法の見直し	○文章で解答する記述式の添削指導・試験を実施 ○面接指導の時期・方法を適切に設定。年度途中の集中スクーリングを行う場合には、その後の生徒の学習上の課題への指導環境・体制を整備 ○個別最適で協働的な学びを実現する形(少人数かつ同時双方向型等)でのメディア利用も検討	○左記について必要に応じて指導	○左記趣旨をガイドライン等に明記 ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現するためのモデル事業を実施
指導体制の在り方	教諭等の指導体制の確保と規模の規制の見直し	○生徒一人一人に対して適切に対応するための指導体制を整備	○適切な設置認可・指導	○教諭等の数や収容定員の設定に係る法令等を見直し
	専門・支援スタッフの配置促進	○専門・支援スタッフの配置充実等を検討	○左記について必要に応じて指導・支援	○左記項目を自己点検チェックシート(仮称)に反映
質保証の方策(通信教育連携協力施設の在り方を含む)	関係法令等の徹底	○自己点検チェックシート(仮称)の活用等を通じた、 ・令和3年3月の制度改正(通信教育実施計画の作成、教育活動の状況等に係るウェブサイト等での情報公表等)をはじめ、関係法令等を遵守 ・自己評価を実施・結果を公表	○左記について必要に応じて指導 ○自己点検チェックシート(仮称)の活用促進	○自己点検チェックシート(仮称)の整備

		・学校関係者評価の実施を検討		
	広域通信制高等学校における通信教育連携協力施設の情報整理・可視化	○通信教育連携協力施設に係る情報を公表	○左記について必要に応じて指導	○全国の通信教育連携協力施設の情報を一覧で確認できるウェブサイトを構築
	第三者評価の活用促進	○第三者評価の実施を検討	○左記について必要に応じて指導	○第三者評価の実施に係るガイドライン等を見直し ○自己点検チェックシート（仮称）に反映 ○各学校の第三者評価の実施状況を公表
所轄庁の在り方	所轄庁による指導力の向上	○全国的な少子化の状況に鑑みつつ見込まれる入学生徒数の動向と、その時点において用意している指導体制・施設設備を踏まえた、適切な定員を設定	○左記確認を通じた適切な設置認可 ○認可した通信教育連携協力施設を適切に監督 ○設置認可基準を策定・見直し	○通信制高等学校に関する専門家等のアドバイザーの派遣 ○設置認可基準に係る標準例を作成するほか、関係法令を見直し ○広域通信制高等学校に係る学則変更の一部を認可事項から届出事項に見直し
	都道府県間の連携協力体制の構築	—	○所轄庁間で協議の上、合同又は委託による通信教育連携協力施設への調査を実施するなど、連携協力体制を構築	○所轄庁間の連携協力体制を構築・深化させる方策を検討・ガイドラインを見直し ○全国の通信教育連携協力施設の情報を一覧で確認できるウェブサイトを構築